

通学規定

群馬県立渋川工業高等学校定時制

- 1 交通事故防止や安全に努め、交通法令やマナーを守り通学する。
- 2 自転車通学者は通学用自転車を学校に登録する。
自転車運転時はヘルメットの着用を心掛け、指定された歩道以外は車道の左側を通行する。
- 3 原動機付自転車や自動車に通学しようとする者は、免許を取得する前に学校へ申請しなければならない。免許取得（自動車教習所入所も含む）および車両での通学は、学校生活態度や就業状況等について職員間で協議をした後に校長が許可する。
- 4 校内は安全を最優先とし徐行する。また、指定された場所に駐車・駐輪する。
- 5 運転する車両で交通事故が発生した場合は、人命と安全の確保を行い警察へ通報し学校へ届け出る。
- 6 運転免許証の記載事項の変更、交通違反、免許停止や取消し等があった場合は、速やかに学校へ届け出る。